

○岡山県後期高齢者医療広域連合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

平成２８年３月１５日
広域連合規則第３号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成２７年政令第３１８号）第１条第２項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１９条第１項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、岡山県後期高齢者医療広域連合長とし、岡山県後期高齢者医療広域連合長が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和２年６月１日から施行する。